

○津幡町公衆無線LAN利用規程

平成24年5月15日

津幡町告示第59号

(趣旨)

第1条 この規程は、町民及び本町への来訪者が情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るために本町が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第2条 無線LANを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、無線LANを利用してインターネットに接続することができる。

(利用施設、利用場所及び利用時間)

第3条 無線LANを利用することができる施設及び場所は別表のとおりとし、利用することができる時間はそれぞれの施設の利用時間内とする。ただし、利用時間についてはイベント等の実施にあわせ利用施設において変更できるものとする。

(無線LANの利用)

第4条 無線LAN機能を搭載したパソコン等は、利用者が準備するものとする。

- 2 利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。
- 3 利用者は、無線LANの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法律等を遵守しなければならない。
- 4 無線LANを利用するための本町への申請等は不要とする。ただし、この規程に同意しなければ利用することができない。
- 5 無線LANの利用料金は、無料とする。

(利用の停止)

第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規程に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切であると町長が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 著作権又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (2) 財産又はプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は町長が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって本町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者は、利用後であっても、全ての法的責任を負うものとし、本町は、一切の責任を負わないものとする。

(運用の中止)

第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 地震、洪水、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他町長が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、本町は、一切の責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 町長は、無線LANのサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、本町は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

- 4 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ソフト、Webブラウザ等によって、無線LANを利用できない場合があっても、本町は、一切責任を負わないものとする。
- 5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、本町は、一切の責任を負わないものとする。
- 6 町長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に町長が定める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年8月12日津幡町告示第70号)

この規程は、公表の日から施行する。

附 則 (令和7年12月22日津幡町告示第94号)

この要綱は、公表の日から施行する。

別表 (第3条関係)

利用場所
津幡町役場
津幡町福祉センター
津幡町文化会館
津幡町福祉教育プラザ
津幡地域交流センター
中条公民館
条南コミュニティプラザ
笠野公民館
井上コミュニティプラザ
英田コミュニティプラザ
河合谷ふれあいセンター
刈安コミュニティプラザ

萩野台コミュニティプラザ

道の駅倶利伽羅源平の郷竹橋口

倶利伽羅塾

河合谷宿泊体験交流施設

津幡町住吉公園屋内温水プール

津幡町文化スポーツ交流館